

くらし Network ネットワーク

東川町役場	82-2111
改善センター(公民館)	82-3200
文化交流館	82-4245
文化ギャラリー	82-4700
B&G海洋センター	82-4600
町立診療所	82-2101
東川町社会福祉協議会	82-7505
大雪消防組合東消防署	83-0119
道草館	68-4777

1月の行事

- 3日(木) 新年交礼会「新春の集い」(前11時、農村環境改善センター)
- 5日(土) 消防出初め式(前10時半、役場前)
- 7日(月) 町内官公庁仕事始め(前8時半、役場ほか)
- 12日(土) 老人保健センター改修工事竣工記念伝統芸能の集い、同祝賀会(前10時、老人保健センター)
- 13日(日) 成人式(後1時、農村環境改善センター)
- 19日(土) 第39回ひがしかわ水まつり(20日まで、羽衣公園会場など)

人のうごき 11月16日～12月15日
(敬称略、掲載はご承諾をいただいております)

お誕生			
生まれた子	父	母	行政区
岡崎 絆那	睦郎	やよい	11区
栗林 実愛	智貴	里美	11区

おくやみ			
亡き人	歳	届出人	行政区
森影 鐵清	91歳	森影 豊樹	南町2丁目 9区
松木 ミサヲ	96歳	松木 義光	新栄 西区
八田 乃吉	87歳	八田 秀樹	35区
野矢 クニ子	86歳	野矢 武夫	東倉沼
吉田 夏江	95歳	吉田 孝一	東町2丁目
江口 正志	50歳	江口 美智子	新栄 12区
武田 昭信	85歳	武田 寿之	
山中 勇一	86歳	山中 久子	

ご結婚			
新郎	新婦	行政区	
磯石 三千男	鈴木 沙由美	11区	
津谷 勇作	車谷 春奈	西町3丁目	

人口・世帯数		昨年11月末日現在
人口	7,942人	(前月比-14人)
男	3,726人	(前月比-12人)
女	4,216人	(前月比-2人)
世帯数	3,437戸	(前月比-1戸)
出生	1人	
死亡	19人	
転入	26人	
転出	22人	

税務課から

お問い合わせは税務収納室
(内線121、122)

1月31日は町第4期の税納期限です

町税(町道民税、固定資産税)の第4期分の納期限は1月31日(木)です。口座振替を利用している方は、あらかじめ指定された預貯金口座の残高を確認いただき、準備をおきましょう。

町税は、町の根幹となる大切な自主財源です。税金の公平な負担と貴重な自主財源確保のため、納期限内の納付を忘れないようご協力をお願いします。

納付が遅れると督促状を送付し、延滞金が掛かる場合もあります。滞納が続くと財産調査や滞納処分(給料、銀行預金などの差し押さえ、不動産、動産の公売など)を

実施する場合がありますので、留意をお願いします。

特別な事情があつて、納期限までに納付することが困難な場合は、必ず納付相談をしてください。納税猶予、分割納付、事情によっては減免になる場合もあります。

▼延滞金の発生にご注意

税(料)金が納期限後に納付された場合、その納期限の翌日から納付された日までの日数に応じて、一定割合で徴収します。期限内に納付した方との実質的な負担の公平と、納期内納付の促進を図るため設けられています。

納期限までに納付を済ませるか、特別な事情があつて町税を納期限までに納付することが困難な場合は、必ず納付相談をしてください。○延滞金の算定方法
本来納めるべき額に、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて年14・6%(ただし納期限の翌日から1カ月を過ぎる日までは「年7・3%」と「前年の11月30日における日本銀行法に規定する商業手形の割引率に4%を加えた割合」のいずれか低い方の割合、25年は4・3%)を乗じた額に100円未満の端数を切り捨て千円から徴収いたします。

滞納金発生の目安

滞納額	延滞金発生までの日数
1万円	おおむね 271日
2万円	" 146日
3万円	" 104日
4万円	" 84日
5万円	" 71日
10万円	" 46日

▼口座振替をご利用ください

納税に口座振替をご利用いただくと、納めに行く手間が省けるほか、納め忘れも防ぐことができます。ご利用いただける金融機関は、

下記の町指定の金融機関です(一部取り扱っていない支店もあります)。

町指定の金融機関

東川町農業協同組合(指定金融機関)、北央信用組合、北海道銀行(指定代理金融機関)、北陸銀行、北洋銀行(収納代理金融機関)、道内のゆうちょ銀行及び郵便局

定住促進課から

各種届け出、年金のことは住民室(内線111)、住宅のことは住まい室(内線115、116)

後期高齢者医療制度高額介護療養費と医療費通知

「高額介護療養費」とは、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。申請される方は、大雪地区広

域連合または定住促進課住民室までお申し出ください。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた時、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。手続きは市町村窓口への申請が必要となります。

後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。支給額が500円未満の場合は支給されません。

▼医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、発行を希望する方を対象に、医療費を半年ごとにまとめた医療費通知を送付しています。次回の発行は3月に行います(平成24年7～12月分)。新たに